

国立大学法人大分大学利益相反マネジメントポリシー

令和6年3月26日制定 全部改正

大分大学利益相反ポリシー（平成18年3月27日制定）の全部を改正する。

国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）は、社会からの信頼を損なうことなく、研究、産学官連携等を通じて、地域社会及び国際社会に貢献する活動等（以下「産学官連携活動等」という。）を推進します。

そのために、

第1条 法人は、産学官連携活動等による大分大学の研究成果の社会還元を積極的に推進します。

第2条 法人は、職員等が公正かつ効率的に産学官連携活動等に取り組めるよう利益相反に関する学内ルールを整備し、利益相反マネジメント体制を構築するとともに、職員等に対する啓発活動を積極的に行います。

第3条 法人は、利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反に配慮しながら、円滑に産学官連携活動等を推進します。

第4条 法人は、社会に対する説明責任を果たすため、利益相反に関する情報を必要と認める範囲で公表します。

第5条 法人は、利益相反に関する法令の整備状況、職員等への定期調査結果及び学内外の具体的な事例の収集・分析結果をもとに、このポリシー、利益相反マネジメントの学内ルール及びガイドラインを継続的に改善します。

付 記

このポリシーは、令和6年3月26日から施行する。